

「今後児童クラブが取り組むべき機能や取り組みの方向性」 に関する主な委員意見

児童にむけた機能・サービスについて

- 児童クラブでは、第一に「安全・安心な場」となることを考える必要がある。そのためには、ハード・ソフト両面の質の維持向上が重要である。指導員が良い資質を持っていても、施設の広さが確保されていなければ不十分であり、逆に、施設の広さが確保されていても、指導員の質が一定の水準を満たしていなければ不十分である。東村山市では、子ども1人あたり概ね1.65㎡の広さを確保しているうえに、国基準（1支援単位毎2名以上の指導員）を上回る配置（1支援単位毎3名の指導員）している。児童クラブは、どの子どもにとっても居やすい場所となることが必要であり、「民」の力も活用しながら、引き続き、この高い水準を維持した運営を行うことは極めて重要である。
- 児童館は誰でも自由に利用できる施設であるが、児童クラブは決まったメンバーで集団生活をする点が最大の特徴である。遊びのルール、時間の使い方のルール等、子ども達の中でルールを作って生活ができ、自律性を育むことができると考える。また、学校とは違い、学年の違う子どもたちと一緒に過ごすことができ、その中で、学校生活とは違う力を発揮すること等、子どもの可能性を引き出すことができる施設であり、個々の子どもの状況や状態を把握し、安全・安心な生活の場となることが求められる。
- 指導員は子どもの保育に他に、保護者からの相談や要求、また児童や保護者対応が必要以上に求められるケースも多い。その他、人事管理や施設維持管理、クラブ運営にかかわる事務等、取り扱う業務が多岐にわたる。アレルギー対応などどんなに注意をしても万全な対応が図り切れない場合もある。指導員の負担を軽減し、保育の質を維持・向上を図るためには、早急に「民」による対応やノウハウを活用し、業務分担を図る必要がある。また、保護者がサービス（保育）を、選べるようにす

ることも大切な選択肢の一つでもある。

- 医療的ケア児を含む配慮が必要な子どもは今後増加することが想定される。現状、市内の保育園では医療的ケア児を受け入れおり、児童クラブでも受け入れられるよう整備が必要ではないか。医療的ケア児についての対応は難しい部分も多いが、児童クラブを希望する家庭があることも想定されることから、希望があった場合には受け入れられることが望まれ、その子どもの状態に応じた保育ができるよう安心・安全な受け入れ体制整備の検討を進めていく必要があるのではないかと考える。
- かつて、てんかんを持っている子どもが保護者の希望もあり通常学級に通っていたことがあった。親の希望も理解できるが、安全性が確保できていなければ、対応は難しいと思う。医療行為や薬の投与等、専門職でなければできないこともあるため、すぐに対応することはできないと思うが、希望があるのであれば検討していくことも必要なのではないかと考える。
- 専門職（看護師など）の配置により対応していくものと考えられるが、子どもの状態によっては、必ずしも専門職（看護師など）の配置に限らず、医療的ケア児の受け入れ経験のある指導員の配置でも対応できる場合もあるのではないかと考える。段階的に受け入れ体制を整備していく時期はあってもよいと思うが、最終的には希望したクラブを利用できるよう「公」として適切なフォローを行っていくのが望ましい。
- 児童クラブでは個々の発達過程や状況・状態に応じた保育が求められる。そのため、子どもの安全を確保するため、指導員の資質向上のために研修の受講などにより、知識・技能の習得・向上および保育の質の維持向上が必要だと考える。
- 保護者の働き方の多様化により、子どもと親の接触が少なくなり、心豊かに過ごせる場所が少なくなっているように感じる。人との関わりが実感できる場所であると同時に、人との関わりを通して、人間性・社会性の健全育成が図れるよう、児童クラブが支援の場である必要がある。また、1人でいた子どもも時間が経てば他の子どもと一緒に何かに取り組むようになってくる。大人が何でもかんでもやってしまうことや子どもにやらせるということでは、子どもは成長していかない。子ども達が自ら学んでいくことが大切であり、指導員は子どもを見守り、子どもの成長を支援することが必要であると考えます。
- 個人的には、現在の東村山市の児童クラブサービスには満足しており、現状の内容・水準を堅持していくことが重要であると考えます。そのうえで、配慮が必要な子ども

へのさらなる対応等が必要であり、今後の課題と認識している。

- 現在の東村山市の児童クラブサービスは、満足できる内容・水準であり、引き続き、現状のサービス内容・水準を堅持していくことは大事であるが、これからの時代に即した保育内容の構築も必要であると感じている。また、配置数を満たすことのみでなく、指導員の質の確保が求められる。今後、職員の退職、児童クラブ指導員の不足が続く中、公設公営の児童館・児童クラブを続けるには現在の運営に限界が来ている。場合によっては指導員の質の低下も懸念されることから、今後も安定的に運営し、保育サービスを維持するために、新しい保育内容の構築に加え、「公」が担うべき役割を明確にし、「民」もよる対応やノウハウを活用した業務分担が必須だと考える。
- 「児童館の役割」に関する議論の際にも挙げられていたが、児童クラブにおいても虐待や貧困等の子どもを取り巻く問題に対応していくことが求められる。それらの問題に対応できるよう必要な研修を受けること等を通じて、指導員のスキルアップを図ることは必要である。
- 「公」でできることは「民」でもできると思うが、逆に「民」でできることは「公」でもできると考える。人員の確保が難しい状況は、「民」も同じはずであり、「公」の人員確保が出来ないことを理由に「民」への協力を求めることを強調するべきではないと考える。「公」も「民」も同等の水準での児童クラブ運営を行う中で、「民」の人員確保ができるということを「公」が担保する必要がある。

保護者にむけた機能・サービスについて

- 核家族化や働き方の多様化により親戚関係や地域関係が希薄化してきていることから、子育てに悩んでいる家庭や子育てに負担を感じている家庭が多くなっていると感じる。児童館に子育て世帯の保護者が集まり、話をすることで子育ての負担軽減を図る機能が求められるのと同時に、児童クラブにおいても指導員と保護者がお互いに子どもの状況や様子を共有し、子育ての負担軽減を図る機能は求められる。しかし、保育園では送迎時に保護者と職員が会う機会があるが、児童クラブの場合は、手のかからない年齢になってきていることもあり、必ずしも会うことが必要とは考えないが、児童クラブでの状況が分からないとお互いのニーズが分からないこともある。児童クラブでの事業内容や児童の状況等、保護者へ適切な情報提供を行うことで、お互いのニーズの把握につながることから、積極的な情報発信が重要ではないか。

- 保護者の立場からすると、児童クラブでいろいろやってもらえるのはありがたいが、指導員の立場からすると、何でもやってしまうのではなく子ども自身も生活力をつけて行くことが必要であり、結果的には保護者も安心して家庭生活を送り、仕事を続けられることにつながると考えられることから、子どもの自立に向けた支援も保必要ではないか。
- 児童クラブにおいては、まずは子どもの保育に主眼を置いて対応することが大切である。そのうえで、保護者への対応があるものとする。例えば、保護者の希望通りに依頼を受け、対応するのではなく、保護者にも積極的に子どもの保育に協力してもらえよう、職員からもさらなる投げ掛けをしていくことが必要なのではないか。そのためには、何よりも保護者との信頼関係を築いていくことが大切である。
- 現在、保護者との間では個人面談を行っているところもあると伺っている。保護者への対応に注力することが指導員の過度な負担となり、子どもへの対応がおろそかになることがないよう、懇談会の開催や保護者から希望があった時や指導員が必要とする場合に個人面談を実施するなど、保護者の理解を求めてみてもよいのではないか。
- 児童クラブの開所時間は8時30分から17時45分までとなっている。保育時間が長くなることは、児童にとっては決して望ましいものではないが、都内で勤務する保護者にとっては間に合わない時間であることも事実である。保育園では20時まで保育を行っている施設があることから、現在実施している施設の利用状況なども踏まえながら、例えば学区域内に1つは延長保育を実施するなど、将来的に更なる働き方の多様化が想定されることから保護者ニーズに対応できるよう対応を検討していく必要があると考える。

事業全体の管理運営に係る機能・サービスについて

- 学校や地域等の様々な関係機関との連携は必要である。しかし、会議を開催するだけでは機能せず、形だけになってしまうことはとてももったいないと感じる。施設間の連携等の機能を有機的に連携・活用していくためにはコーディネーターとなる人が必要であり、その役割は「公」が担っていくべきであり、エリアの子育て資源を活かしていくことが大切だと考える。
- 「公」での運営はスタンダードな運営になってしまう。人材の確保や事業運営については「民」の方が多様性の部分において期待できる。そういう点からも「民」の活用は必

要であり、推進していくべきだと考える。しかし、民営は自由度が高いが、どこの「民」でもいいわけではない。その時に求められる水準を見極め、「公」が適切に選考を行っていくべきである。同時に、運営主体に関わらず、統一的な水準を担保した児童クラブ運営を行っていく必要があり、サービス水準の維持については「公」が担うべき機能だと考える。

- 運営主体に関わらず、統一的な水準を担保した児童クラブ運営を行っていく必要があり、「公」が担うべき役割だと考える。例えば、水準作りのためのアンケートを行う等、水準作りには地域や保護者も含め、地域の特性を活かしたものであることが理想だと考える。
- 水準の維持を図ると同時に、定期的なチェックが必要だと考える。第三者評価では、統一的な基準で評価されるため、水準の維持が図れる他、事業運営における気づきの機会にもなっている。このような統一的な基準で定期的にチェックする機能が必要だと考える。
- 児童クラブとその他の施設の指導方法を統一する必要はなく、その施設の特性を活かした保育・指導はあってもいい。しかし、共通したルールの把握やお互いの状況を理解することは必要だと考える。かつては、学校と児童クラブの連携・協力は必ずしも十分ではなかったと認識している。適切な保育ができるよう両者がお互いの状況を理解・共有し、連携していくことがより重要である。
- 学校等においては、適切な保育・指導ができるよう定期的な事例検討の他、問題発生時にもケース会議を行い、指導の方向性を確認し、全体での共有を図っている。児童クラブにおいても、国都等の事例検討および個々の児童のケース会議等を実施することにより、指導員の知識・技能の習得・向上が求められている。
- 東村山市では、国基準を上回る指導員を配置しているが、現状においても人材確保に苦慮する状況となっている。人材確保については、「民」の方がノウハウを持っていることもあり、保育の質を維持するためには「民」の活用も必要だと考える。
- 保育の現場において、子どもの保育、イベントの準備、運営に係る事務等、様々な業務があるが、統一されたマニュアルがないように感じる。そのような状況では、できること、できないことの差が生じてしまうため、統一的なマニュアル等が必要であり、児童館等が統一的なマニュアル作り等や単独児童クラブでのイベントに限定することなく、エリアの特性を活かし、児童クラブが主体となりイベントを実施

する形態をとる等の機能を担い、児童クラブにおいては子どもの保育に専念できるような仕組み作りが必要ではないか。

- 児童クラブを民営化した翌年に公営に戻した自治体があるという新聞記事を見た。児童クラブ事業は信頼関係の上に成り立っている事業であり、今回の記事の自治体の例については、原因等が明らかにされていないが、信頼関係が構築できなかったのではないかと考えている。子ども・指導員・保護者が相互に信頼関係を築くことが重要で、問題が起こった際にはどのような経過があったのか「公」が関与して見極めていく必要がある。